

軽石漂流・漂着による被害防止と支援を求める意見書

今年8月に小笠原諸島近海の海底火山「福德岡ノ場」で大規模な噴火が発生し、噴出した軽石がおよそ2カ月かけて1450キロほど離れた沖縄本島などに流れてきたとみられています。沖縄県全域や鹿児島県で大きな影響が出ています。すでに海岸や漁港などに漂着し、船舶の航行や漁業、観光業は被害を受けており深刻な広域災害です。

沖合には大量の軽石が漂流しており、今後、風向き等によっては、軽石の漂着が予想され、専門家は今後もしばらく続くおそれがあると指摘しています。

国は自治体と連携し漁船の航行やマリンレジャーなどの観光業の被害をくい止めると同時に財政支援を求めるため下記の事項を求める。

記

- 1、国は災害復旧事業認定を行い財政支援を行うこと。
- 2、漁港や海岸線への軽石漂着の状況について監視を強め自治体に情報を提供すること。
- 3、ビーチへの漂着は観光へ与える影響が大きく、防止ネットなどの事前対策費用、漂着した場合は、回収・除去費用を支援すること。
- 4、港内などに漂着した軽石の撤去作業を行った漁業協同組合、自治体に財政支援を行うこと。
- 5、操業休止となった漁業者、マリンレジャーなどの観光業者へ必要な休業補償を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年11月10日

沖縄県豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

内閣官房長官

農林水産大臣

環境大臣

沖縄及び北方対策担当大臣